

公開質問状

～金山三郎さん所有地の不法投棄廃棄物に関して6～

2023（令和5）年7月日

下関市長 前田 晋太郎 殿

金山三郎、楯野保雄、福田富美子、中井淳、江島三紀夫、山下俊雄、稲垣優美子、廣岡逸樹、内岡貞雄、田辺よし子、田辺正樹、藤本エイ子、浜口勝彦、長岡定子、河崎洋、近藤尚子、山下隆夫（下関市議）、山県順子、勝原強、小玉隆、盛重耕二、鈴木激、鈴木恭子、木佐木大助（山口県議）、三輪力也、林美子、中島純、植屋幸子、堀内隆治、大倉伸彦 平野有子、富山哲夫、久光イツ子、松林俊治、佐々木明美、全成子、三浦翠、松井敏男、徐麻弥、金静媛、金仟賢、宮木高茂、麻田茂樹、宮崎衛、佐々木龍

北九州第一法律事務所 弁護士 池 上 遊
弁護士法人女性総合法律事務所ラレーヌ・ビクトリア 弁護士 後 藤 景 子

前回の質問状に対する回答及びこれに対する御庁各課の説明を踏まえて、次のとおり質問を追加します。

第1 はじめに（廃棄物対策課の対応について）

これまで、繰り返し、御庁に対して質問状をお送りしてきましたが、廃棄物対策課の担当者より回答文書の記載以上に説明する必要はないとして、同課を訪れた市民のみなさんからの質問に対し、同課は一切、回答しませんでした。

現在の状況が継続すれば、文書でのやり取りを延々と続けざるを得ず、あまりにも迂遠です。

市民の方々への公平な対応をよろしくお願いします。

第2 御庁は、2023年5月16日付け下廃第726号において次のように回答されています。

[質問]

廃掃法第2条は、次のように規定されています。

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

……

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

上記の「廃棄物」の定義規定によれば、廃棄物とは「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」であり、「廃棄されたものであるならば」という条件は不要ではないでしょうか。

【御庁の回答】

法第2条に基づく廃棄物該当性判断のため、必要と考えております。

この回答について、以下、質問いたします。

- 1 法第2条に明記されていない「廃棄されたものであるならば」という条件が必要という法的根拠を教えてください。
- 2 「廃棄されたものであるならば」という条件が必要という考えは、国や他の自治体でも同様でしょうか。同様であれば、そのような考えを記載した資料をお示しください。
- 3 コンクリートくずのような産業廃棄物については、「運搬されるまでの間（中略）保管しなければならない」とされています（廃掃法12条2項）。

「保管」が義務づけられていることからすると、廃棄物該当性の判断のために「廃棄されたものであるならば」という条件は不要ではないでしょうか。

第3 御庁は、2023年5月16日付け下廃第726号において次のように回答されています。

[質問]

紙くずは、家庭や事業所から排出され、廃棄された後に廃棄物になるのですか。それとも占有者に「不要物」と判断されたときに廃棄物になるのですか。

【御庁の回答】

「不要物」に該当するか否かは、物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断されるものと認識しております。

この回答について、以下、質問いたします。

- 1 当方の質問は、廃棄物になるのは不要物と判断された時か、廃棄された時かを尋ねているのに、御庁の回答は、不要物の判断基準を答えられており、回答になっていません。上記質問をよりわかりやすい次の質問に改めますので、ご回答ください。

ごみ袋に入って市町村収集に出される紙くずは、ごみ袋に入っている時点で廃棄物になっているのですか、それとも市町村収集に排出されてはじめて廃棄物になるのですか。

- 2 前項の質問で、後者とすれば、廃棄物処理法第2条の3等に、「廃棄物の排出抑制」や「廃棄物の分別排出」が規定されているのはなぜですか。

第4 終わりに

以上につき、2023（令和5）年8月2日(水)までに、書面にてご回答ください。

なお、書面でのご回答及び本件に関する問い合わせ等につきましては、下記宛にお願いいたします。

以上

記

〒803-0816

北九州市小倉北区金田2-6-4 リーガルタワー2階

北九州第一法律事務所

TEL 093-571-4688

FAX 093-571-4048

MAIL y.ikegami@kd-lo.gr.jp

弁護士 池上 遊